

大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 1 市民参加の機会と情報提供の充実  
小分類 1 市民参画システムの  
確立

現況と課題

市政への市民の自主的、積極的な参画は、市民の意見やニーズを的確に反映したまちづくりの実現に不可欠です。

本市では、これまで各種審議会・委員会、市民相談、行政懇談会、市政モニター、消費生活モニター、各種アンケート、調査、パブリックコメントやワークショップなどを通じて、幅広く市民の要望や意見の把握に努めてきました。

このような取組によって、これまでも多数の市民が様々な形で市政に参加していますが、今後も市民の市政参画の場が拡充されるよう努める必要があります。また、これまで市政に興味を持っていなかった市民にも参加してもらえよう方策に取り組む必要があります。

また、近年の少子高齢化の進展等による社会構造の変化の中で、市民間や地域で問題を解決していくことが難しくなりつつある一方で、行政ニーズは高度化、多様化しながら増え続けています。このため、これまでの行政サービスの提供に加え、市民や地域自らが公共的なサービスの提供に参画し、協働して取り組むことが求められています。

目標

幅広い市民の要望や意見を市政に活かすため、各種事業への市民参画を進めるとともに、市民や地域自らが公共サービスの提供に参画する市民参画システムの構築を進めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
審議会等の公開実施率	97.7%	100%	100%	性質上公開に適さない、休止状態にある審議会等は除く
市民・各種団体・地域の公共サービスの実施	各々実施 (行政中心)	各々実施 (新しい方向 性の検討)	各々実施 (行政支援・ 協働の促進)	

取組の方向

1 ● 市民参画機会の拡充

市民の市政参画を促すため、審議会の公開やパブリックコメント実施など、市民が参画する機会の確保に努めます。

2 ● 協働する地域社会の構築の促進

高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民や地域自らが参画、協働して市とともに、公共的なサービスの提供に取り組む地域社会の構築を促進します。



総合計画審議会

関連部門計画

- 宇治市パブリックコメント手続に関する指針

大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 1 市民参加の機会と情報提供の充実

小分類 2 情報公開の充実

現況と課題

市民の「知る権利」を具体化されたものとして、市民への説明責任を果たすため、1998年（平成10年）から「宇治市情報公開条例」を施行しました。その後、国においては2001年（平成13年）に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）が施行されるなど、情報公開制度を取り巻く状況が変化してきたことを受け、本市においても2005年（平成17年）に市の「説明する責務」を明記することを柱とした条例改正を行いました。

市民が市政に参加していくためには、行政情報を積極的に提供することが不可欠です。

現在、行政情報は市政だより・テレビ放映・ホームページ・コミュニティFM放送・地域SNS等、各種媒体を通して提供されているほか、図書館や行政資料コーナーで閲覧に供していますが、今後、情報公開条例の目的である市政への積極的な市民参加と公正な市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、さらに迅速、積極的な情報公開・提供を進める必要があります。

目標

市民の「知る権利」を保障し、市民への説明責任を果たすため、市民に対し分かりやすく市政の様々な情報の公開・提供を積極的に進めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
分かりやすい情報の 公開・提供	充実	充実	充実	
個人情報保護の適正な 取扱いの実施	推進	推進	推進	

取組の方向

1 ● 市政情報の提供の充実

迅速、積極的に資料の公開を行うため、広報誌・ホームページ・地域情報ネットワーク等を利用した幅広い情報提供に努めます。

2 ● 市統計データの公表

市民に市勢について広く理解してもらうため、人口をはじめ、市勢の様々なデータを公表します。

3 ● 個人情報保護の徹底

厳正な個人情報の取扱いを徹底するため、システムの対応を行うとともに、職員の意識改革を図り、個人情報の保護を徹底します。



行政資料コーナー

大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 1 市民参加の機会と情報提供の充実  
小分類 3 広報・広聴活動の  
充実

現況と課題

広報・広聴活動は、市民と行政とのコミュニケーションを図る上で重要な役割を果たしており、情報提供と市民参加の機会を確保するために、欠くことのできないものです。

こうしたことから、広報活動においては、市民の市政に対する理解を得るため、市民へ幅広く市政の情報提供を行うことを基本とし、あらゆる機会やマスメディアを活用して、市政の現況や動きなどの周知を図っています。

現在、広報事業として、主要な情報媒体である市政だよりの発行をはじめ、「さわやか宇治」のテレビ放映、ホームページやコミュニティFM放送による市政情報の提供のほか、各世帯への市民カレンダーの配布やテレホンサービスなどを行っています。加えて、議会（一般質問）の録画映像のインターネット配信を行っています。

また、安全・安心な市民生活の確保のために、災害時等にはホームページに緊急情報を掲載しています。

広聴活動については、市民からの行政に対する意見・要望・陳情等、気軽に相談ができるよう体制づくりを行っているほか、「市民の声」投書箱、約200名の市政モニターによるモニター通信やアンケート調査などを通じて市民の声を聴取・把握し、市政に反映できるように努めています。

今後も、市民一人ひとりの理解と参加の下、より住み良い地域社会づくりを目指して広報・広聴活動の一層の充実を図る必要があります。

目標

市民と行政のコミュニケーションを図るため、広報・広聴活動を充実します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
市政だよりの発行	充実	充実	充実	
市ホームページ	充実	充実	充実	

取組の方向

1 ● 市政だよりの発行

市民への定期的で的確な情報提供のため、市政だよりを発行するとともに、分かりやすい紙面構成に努めます。

2 ● 市ホームページの充実

市民への情報を即時に、手軽に幅広く提供するため、市のホームページを充実します。

3 ● 各種放送での広報

市民に身近な情報提供を行うため、テレビ放映による「さわやか宇治」やコミュニティFM局による「宇治市探検」など、放送媒体を利用した広報の充実を図ります。

4 ● 市民へのきめ細やかな広報

市民へのきめ細やかな広報の充実を図るため、市民カレンダーの作成・配布やテレホンサービスなどを実施します。

5 ● 広聴活動の充実

市民の意見を幅広く聴取するため、「市民の声」投書箱や市政モニターなど、市民の意見を聴く機会を充実します。



市政モニター公共施設見学会

行政情報化の  
推進

## 現況と課題

現代社会における情報通信技術と機器の高度化・多様化により、地方自治体行政の情報化について、税務・住民記録等の大量定型業務のためのコンピュータによる集中処理だけでなく、市民の高度化、多様化するニーズに対応したサービスの向上や、行政情報の提供が求められています。

こうした中、全国の地方自治体を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）や、京都府内を高速大容量回線で結ぶ京都デジタル疎水ネットワークが整備されました。本市では、2001年（平成13年）に公共施設間での地域イントラネットを構築するとともに、京都府で進められている共同開発システム等の整備を行うなどの行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化やネットワーク化に取り組むことで、質の高い行政サービスの提供や簡素で効率的な行政システムの確立を進めています。

また、情報通信基盤の整備や行政情報のセキュリティ対策にも取り組んでいます。システム化に伴い事務事業に従事する職員については、業務に関する専門的な知識だけでなく、情報管理能力の向上やセキュリティポリシーの浸透が求められています。

今後、少量・多種・非定型の業務に関してもGIS技術や情報通信技術を利用して高度な行政サービスを行う必要があり、そのためのシステムを構築することが課題です。また、申請手続きをはじめ、インターネットを活用したシステムの導入を促進するなど、市民ニーズへの対応が求められています。

## 目標

事務の効率化を図るため、セキュリティ対策に留意して、電算システムの導入を行い、行政の情報化を推進します。

## 目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
京都府共同化システム導入数	12	↗	↗	共同化システムは25あるが、導入については、システムごとに適否を判断
オンライン申請の導入数	3	↗	↗	市民ニーズ・導入効果を見極めながら取り組む

## 取組の方向

## 1 ● 電算システムの積極導入

効率的な行政システムの確立のため、GISや情報通信など新技术を活用した電算システムの積極的な導入を行うとともに、京都府共同システムの拡充を図ります。

## 2 ● 行政情報のセキュリティ対策

行政情報のセキュリティを強化するため、必要なシステムを導入するとともに、職員の情報管理能力の向上に努めます。

## 3 ● インターネット利用申請の導入

各種行政手続の利便性を向上するため、インターネットを利用したオンライン化を進めます。



地下サーバ



システム利用

現況と課題

交通や情報通信の発達に伴って、人・物・情報等の交流が地球的規模で行われており、国際社会における日本の果たすべき役割がますます大きくなってきています。また、こうした国際間における相互依存・協力の関係の深まりとともに、環境・平和・人権等多数の問題が人類共通の課題として認識され、その解決に向けて国際機関やNGOによって国際的規模で取組が進められています。

本市では、1986年（昭和61年）にスリランカ民主社会主義共和国のヌワラエリヤ市及び中華人民共和国の咸陽市と、1990年（平成2年）にはカナダのカムループス市と友好都市盟約を締結しました。以来、スポーツ交流、植林事業、ホームステイの受入や学校間の交流など、市民の手による活発な友好都市交流を行う中で相互理解を深め、市民の豊かな国際感覚を醸成することを通して世界平和の維持・発展に貢献しています。

また、数多くの歴史・文化遺産が存在する本市には、現在の友好都市に加えて海外の様々な都市から交流希望があります。

今後も、これまでの成果を踏まえ活発な市民間交流を目指し、宇治市国際親善協会をはじめとする国際交流団体等との連携を図る必要があります。さらに諸外国を正しく理解し、一層の国際相互理解と国際感覚を高めることを通して、豊かな地域社会を築いていく必要があります。

また、国内での広域的な交流活動は、様々な分野における市民活動を活発化させるとともに、市民のふるさと意識の高揚と個性豊かな地域づくりに大きな役割を果たしており、今後も、他の都市や地域との市民間の交流活動を育むことが重要です。

本市では、山口県宇部市とのスポーツ交流や二千円札の発行を契機とした沖縄県那覇市との市民交流のように、文化・スポーツ・平和活動等を通して広域的な交流活動を進めているところです。

今後も、他の都市との市民間の交流活動を育むことができるよう、支援等の取組が必要です。

目標

市民の国際感覚の醸成やふるさと意識の高揚のため、活発な市民間の国際交流・広域交流活動を促進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
友好都市等との市民間交流	推進	推進	推進	

取組の方向

1 ● 友好都市等との市民間交流

市民の国際感覚の醸成のため、友好都市等との活発な市民間交流を促進します。

2 ● 国際交流団体等への支援

市民間の幅広い交流を促進するため、国際交流団体等へ支援します。

3 ● 来訪者の歓迎

国際相互理解を深めるため、諸外国からの来訪者を歓迎し、温かく迎えます。

4 ● 他都市との交流の促進

市民のふるさと意識の高揚のため、教育・文化・スポーツ・平和活動等、様々な分野での交流を促進します。



国際交流（カムループス市）



国際交流（咸陽市）

大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 2 国際化の推進と平和への貢献  
小分類 2 平和への貢献

現況と課題

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。しかし、世界各地の現状は、新たな国家での核兵器開発の問題や世界各地で絶えない地域紛争やテロなどにより、依然として緊張した世界情勢は継続していると言わざるを得ない状況にあります。我が国では、戦後60年以上が経過し、戦争を体験した方々の高齢化が進み、戦争を知らない世代が多くなってきている現在、戦争体験を後世へ語り継ぐことが難しくなっており、「被爆者の声」や戦争体験が風化してきている状況にあります。そのことから、戦争の恐ろしさ、悲惨さをしっかり認識し、後世へ語り継ぐとともに世界平和を最大の願いとし、二度と戦争をしない、させない国際社会づくりに取り組むことが必要です。

本市では、宇治市平和都市推進協議会を中心に平和祈念集会、小・中学生の広島・長崎・沖縄への派遣や、平和の集い、平和ロビーコンサートや、戦争遺跡に銘板を設置するなどの市民啓発事業を推進し、平和への実践と市民意識の醸成を行ってきました。また、2004年（平成16年）には「平和の鐘－祈り－」を建設、2008年（平成20年）には平和市長会議に加盟し、「核兵器廃絶平和都市宣言」のまちとして、平和に対する意識の高揚を図ってきました。引き続き、過去の犠牲と教訓を無にすることなく、宣言の理念に基づき、国際社会の中で市民・関係機関と行政が協力し合い、核兵器のない世界の恒久平和に向け、積極的な役割を果たしていくことが必要です。

目標

世界の恒久平和を最大の願いとして、二度と戦争をしない、させない国際社会づくりに取り組み、平和に貢献します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
市民啓発事業の実施	充実	充実	充実	

取組の方向

1 ● 市民啓発事業の実施

平和の実践と市民意識の醸成のため、平和祈念集会、小・中学生の広島・長崎・沖縄への派遣や啓発活動などを実施します。

2 ● 核兵器廃絶への取組

核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神の下、平和への取組を進めます。



広島訪問



長崎訪問



沖縄訪問

大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 3 行政改革・適正な行政運営の推進  
小分類 1 地方主権の確立

現況と課題

地方分権は、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、国と地方自治体の役割分担を明確にし、住民に身近な行政サービスはできる限り地方自治体で処理することを基本とするものです。

国では、1995年（平成7年）の地方分権推進法の成立以降、機関委任事務制度の廃止や権限移譲の推進などが行われました。また、2006年（平成18年）には、地方分権改革推進法が成立し、第2期地方分権改革の取組が進められています。さらに、2010年（平成22年）には、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる活気に満ちた地域社会を創っていくことを目指し、地域主権戦略大綱を策定し、閣議決定されました。今後、この大綱に基づいた権限移譲が進められていくこととなりますが、同時に地方の担当事務と責任に見合った地方税財政制度の再構築が必要です。

今後は、都市間の競争も激しくなると考えられ、「宇治」の持続した発展のため、産業・観光等、様々な分野において「宇治」の魅力や独自性を高めることが求められています。

また、市民の生活空間は、道路網や鉄道などの整備が進んだこともあり、市町村域を越えて、通勤・通学・レジャー・消費等、あらゆる面で生活圏の広域化が進んでいます。

こうした状況から、この10年の間に二度合併任意協議会を設立し、市町の合併について真剣な議論を重ねてきたところですが、結果として各市町の意見調整が整わず合併には至りませんでした。しかし、し尿・ごみ処理に関する業務等を共同処理することを目的とした近隣3市3町で構成する城南衛生管理組合や、水防行政の推進等を目的とした4市1町で構成する淀川・木津川水防事務組合など、市町の広域的な連携を図り、効率的、効果的な行政運営を進めてきました。

今後は、国や京都府、関係市町村の動向を見極めながら、広域連携の検討を行うとともに、地方主権の時代にふさわしい、地方のことは地方で決定できる財源と権限を兼ね備えた基礎自治体としての適切なあり方を検討することが必要です。

目標

個性豊かな活力ある地域社会の実現のため、市民にとって最も身近な行政として、地方主権の確立に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
権限移譲に伴う 許認可権の拡充	—	拡充	拡充	

取組の方向

1 ● 地方主権の確立

自主性の高い個性豊かな市民サービスを実現するため、財源と権限の移譲を国に求め、地方主権の確立を推進します。

2 ● 基礎自治体としてのあり方の検討

市民にとって最も身近な行政のあり方を構築するため、国や京都府の動向を見極め、広域連携も含めて検討します。

3 ● 「宇治」の魅力向上への取組

「宇治」を持続的に発展する都市とするため、産業や観光など幅広い分野において、時代の変化に対応し、「宇治」の魅力を向上するための取組の検討を行います。

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月閣議決定

<b>第1 地域主権改革の全体像</b> ● 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」 ● 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたちをつくる。『補完性の原則』に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視」 ● 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面譲すべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を要した改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年度を目標に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定 ● 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。	
<b>第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大</b> 1 取組の意義等 2 これまでの取組と当面の具体的措置 3 今後の課題と進め方	<b>第6 地方税財源の充実確保</b> 1 これまでの取組の実績と成果 2 今後の課題と進め方
<b>第3 基礎自治体への権限移譲</b> 1 基本的な考え方 2 具体的な措置 3 円滑な権限移譲の実現に向けて 4 今後の取組	<b>第7 直轄事業負担金の廃止</b> <b>第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）</b> 1 地方公共団体の基本構造 2 議会制度 3 監査制度 4 財務会計制度
<b>第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）</b> 1 改革に取り組む基本姿勢 2 改革の枠組み	<b>第9 自治体間連携・道州制</b> 1 基本的考え方 2 今後の取組
<b>第5 ひも付き補助金の一括交付金化</b> 1 趣旨 2 一括交付金の対象範囲 3 一括交付金の制度設計 4 導入のための手続	<b>第10 緑の分権改革の推進</b> 1 基本的考え方 2 具体的取組

大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 3 行政改革・適正な行政運営の推進  
小分類 2 行政改革の推進

現況と課題

本市の行政改革は、1986年（昭和61年）度を初年度として数次にわたり継続的に取り組み、職員給与・諸手当の是正や外部委託化の推進など大きな成果を収め、現在は「宇治市第5次行政改革大綱・実施計画」に定める51項目の完全遂行に向けて取り組んでいます。

2005年（平成17年）には人事給与制度検討委員会を設置し、人事給与制度の進むべき方向性やあり方の報告を受けました。2007年（平成19年）には人事給与制度改革推進委員会を設置し、制度改革の着実な推進を図ることにより31項目について見直し等を行いました。

また、2005年（平成17年）には「宇治市民間活力活用推進の指針」を策定し、民間活力のさらなる活用促進を図るほか、2008年（平成20年）には、「第2次宇治市職員定員管理計画（改訂版）」を策定し、定員の適正化に向けた取組を進めています。

そのほか、2006年（平成18年）度から地方自治法の改正を踏まえ、公共施設に指定管理者制度の導入を図っており、その後、公共施設管理運営検討委員会を設置し、公共施設全般について、その適切な管理運営方法について検討しました。これらの検討結果や公益法人改革に向けた各財団の取組状況を踏まえながら、市民サービスの向上のためにより効率的な管理運営の実現に努めていく必要があります。

行政改革は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、市民サービスの向上と経営感覚に立脚したスリムな行政運営を推進することが重要であり、公民の役割分担の見直し、政策評価や財政分析など、行財政運営のプロセス改善に努め、民間活力を活かした市民サービスの向上に努めていく必要があります。また、地方分権の進展による地方自治体の政策領域の拡大や、高度化、多様化する市民ニーズに対応できる職員資質の向上と意識改革を図り、効率的な組織体制を確立することが必要です。

目標

市民サービスの充実と、効率的、効果的な行政運営のため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との基本原則に基づき、行政改革に取り組めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
行政改革の推進 (第5次行政改革実施計画の効果額)	約2.6億円	約4億円 (平成24年度)	↗	平成20年度からの効果額の合計
職員定数の削減 (新たな行政需要等による増員数は除く)	120名 (※1)	140名 (※2)	↗	平成17年度からの減員数の合計 ※1 平成22年4月1日までの累計 ※2 平成23年4月1日までの累計

取組の方向

1 ● 市民サービスの充実

市民の多様な価値観や複雑化するニーズに適切に対応するため、さらなる市民サービスの向上に取り組めます。

2 ● 定数・給与の適正管理

効率的な行政運営を進めるため、定数と給与の適正管理を図ります。

3 ● 効率的で効果的な行財政運営

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、人件費の抑制等歳出の削減を図るとともに、市税等の収納率の向上等歳入の確保に取り組み、市民の福祉の増進に努めます。

4 ● 民間活力の活用

より効率的に行政サービスを提供するため、民間活力を活用し、保育所、学校給食調理や、可燃ごみ収集・運搬業務などについて民営化・民間委託化等を推進します。

行政改革の指針

基本指針

『行政サービスの向上』と『行政の効率化の推進』

1. 市民サービスの充実

複雑多様化する市民ニーズに適切に対応するため、市民サービスの向上を進める。

2. 組織の効率化と活性化

幅広い観点から行政組織のあり方について見直し、市民ニーズに対応し得る職員の育成や、組織全体の質的向上、給与等の適正化を進める。

3. 効率的で効果的な行財政運営

地方財政を取り巻く環境の変化に対応するために、財政の健全化を図り、効率的で効果的な行財政運営を進める。

4. 民間活力の活用

積極的に民間活力の活用を進めるとともに、市民と行政が双方の役割と責任を認識し、協働による取組を進める。

4  
つ  
の  
柱

関連部門計画

- 宇治市行政改革大綱・実施計画
- 宇治市職員定員管理計画
- 学校給食調理民間委託の実施方針
- 今後の保育所運営について
- 今後の清掃事業について



行政サービスの  
充実

## 現況と課題

市民のライフスタイルが多様化し、市民ニーズが増大する中で、その内容においても地域性や専門性の強いものなど、多種多様なものがあります。道路や公共下水道などの都市基盤の整備をはじめ、福祉や教育の充実などあらゆる分野で市民要望を踏まえた行政施策を展開していますが、財源や法制度の制約などの理由で全ての要望を実現することはできないため、公民の果たすべき役割を踏まえた上で、行政サービスの充実に努めていく必要があります。

行政サービスの充実・改善は、全ての行政サービスにあてはまることですが、市民と行政の直接の接点として特に利用度の高い住民票発行等の窓口業務では、住民記録システム等の各種情報システムによる情報管理と正確で迅速な事務に努めています。また、市内6箇所を設置している行政サービスコーナーの取扱業務拡大を図るとともに、接遇マニュアルの策定による職員の接遇能力の向上等、サービスの向上を図っています。

## 目 標

多様な市民ニーズに対応するとともに、利便性の向上を図るため、行政サービスの充実・改善に努めます。

## 目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
行政サービスの充実・改善	充実・改善	充実・改善	充実・改善	

## 取組の方向

## 1 ● 行政サービスの充実・改善

多様な市民ニーズに対応するため、行政サービスをより効率的、効果的に改善するとともに、コンビニエンスストアでの収納等、新たなサービスの提供に努めます。

## 2 ● 窓口サービスの充実

市民の利便性向上のため、行政サービスコーナーでの取扱業務の拡充等を図るとともに、正確・迅速なサービスに努めます。



市役所窓口



大分類 6  
信頼される  
都市経営のまち

中分類 3 行政改革・適正な行政運営の推進

小分類 5 効果的な組織機構の  
確立と職員の人材育成

現況と課題

本市ではこれまでスクラップ・アンド・ビルドを基本として時代の要請に沿った組織機構の確立とともに、職員の能力の向上と意識改革に取り組み、階層別研修や特別研修など研修体系に沿った職員研修を実施するとともに、自己啓発を主眼に大学院自主研修や海外自主研修などを創設し、職員の政策能力の向上と創造性の高揚に努めてきました。また、2000年（平成12年）度に策定した「宇治市職員倫理規程」、2004年（平成16年）策定の「宇治市人材育成計画」、2008年（平成20年）策定の「宇治市人材育成計画実施計画」により、職員の倫理保持や職場風土の改革などに努め、計画的な人材育成に取り組んでいます。

今後も時代の変化に的確に対応できる職員の育成が重要であり、人材育成基本方針に掲げられた職員像である「チャレンジする職員」、「コミュニケーション能力の高い職員」、「市民との協働ができる職員」を目指して人材育成を推進する必要があります。

また、高度化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、柔軟で弾力的な組織・機構へと適宜見直しを図っていく必要があるとともに、職員の能力に応じた登用等、適材適所の人事配置に努める必要があります。

さらに、今後の公務員制度改革を見極める上で、目標管理制度や成績主義的な視点を取り入れた人事考課制度を有効に活用し、評価者の能力の向上を図りながら、公平・公正でより客観性の高い制度として実施する必要があります。

目標

市民から信頼される市役所を目指して、柔軟な組織機構への見直しを図るとともに、計画的な人材育成を推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
人材育成の推進	推進	推進	推進	

取組の方向

1 ● 計画的な人材育成

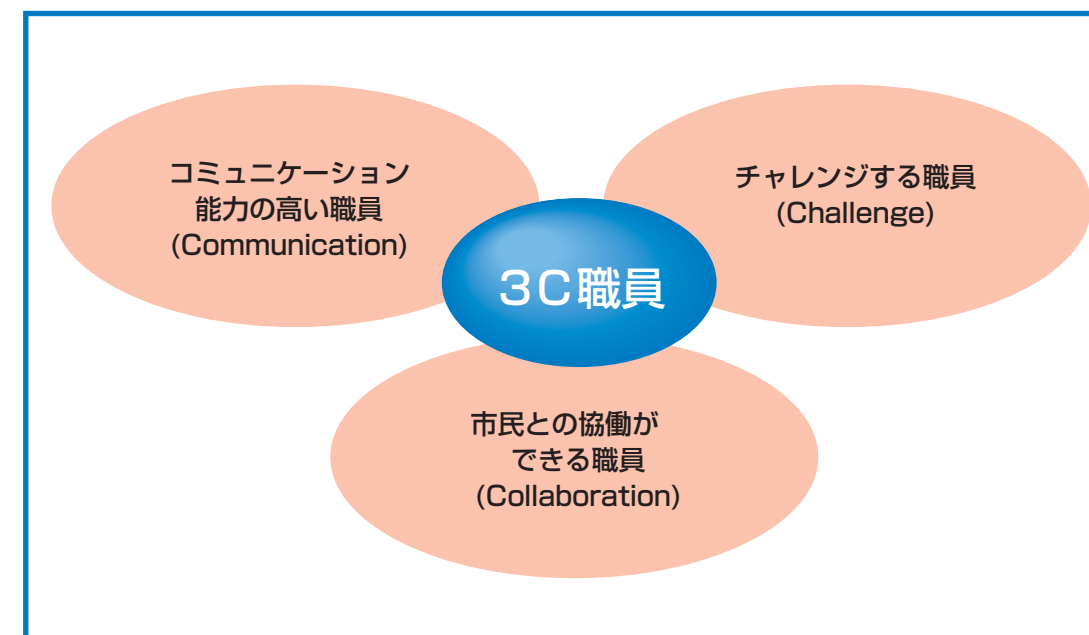
時代の変化に適切に対応できる職員の育成のため、「宇治市人材育成計画」に掲げられた職員像を目指し、計画的な人材育成を図ります。

2 ● 柔軟で弾力的な組織機構の確立

高度化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、柔軟で弾力的な組織・機構の確立を図ります。

求められる職員像

- (1) 市政の基本理念をよく理解し、市民の立場に立って考え、親切・公正かつ迅速に行動できる倫理観の強い職員
- (2) 高い見識と専門能力を持ち、総合的に考えることのできる職員
- (3) 常に問題意識を持って、創意工夫と改善に努める職員
- (4) 行政環境の変化に的確に対応し、時代を先取りできる創造力豊かな職員
- (5) 自分自身の成長目標を持ち、自己啓発に努める向上心の強い職員



宇治市人材育成計画

関連部門計画

- 宇治市人材育成計画
- 宇治市次世代育成支援特定事業主行動計画（宇治市職員子育て応援プラン）